

宮城県公報

令和8年1月30日(金)
定期第668号

目次

告示

- 生活保護法による指定施術者の変更の届出（社会福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課）
- 障害者就業・生活支援センターの指定（雇用対策課）
- 道路の区域変更（道路課）
- 道路の供用開始（同）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（教育庁生涯学習課）

公安委員会

- 宮城県公安委員会における情報セキュリティに関する規則（警察本部情報管理課）

正誤

- 宮城県公報第653号（令和7年11月28日付け）中
- 宮城県公報号外第45号（令和7年12月24日付け）中

宮城県告示第31号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和 8 年 1 月 30 日

宮城県知事 村井嘉浩

	氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
変更前	桑原 祐美	ふれあい在宅マッサージ 仙台	仙台市若林区卸町 5-2- 10-501	令和 7 年 8 月 26 日
変更後		フレアス在宅マッサージ 石巻圏域施術所	石巻市西山町 3-30 ロイヤ ルカーサ C201	

宮城県告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 30 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0412800153	そにやる 加美郡色麻町高城字上ノ原 11 番地	就労選択支援	一般社団法人 そにやる	令和 8 年 2 月 1 日

宮城県告示第33号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月30日

宮城県知事 村井嘉浩

1 失効する知事指定薬物の名称

3-{2-[（シクロプロピル）（メチル）アミノ]エチル}-1H-インドール-4-オール及びその塩類（通称名：4HO-McPT、4OH-McPT、4-hydroxy-McPT）

2 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

3 指定の効力が失われる日

令和8年1月31日

宮城県告示第34号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 1 項の規定により、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

令和 8 年 1 月 30 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 指定年月日

令和 8 年 1 月 30 日

2 指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地

(1) 名称　社会福祉法人チャレンジドらいふ

(2) 住所　仙台市泉区高森七丁目 1 番地の 4

(3) 事務所の所在地　仙台市太白区富沢一丁目 12 番 2 号

宮城県告示第35号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 1 月 30 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 30 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 349 号

3 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
伊具郡丸森町耕野字不動 66 番 1 地先から 同郡丸森町大張川張字館 24 番 1 地先まで	A	前	5.1～66.1	6677.0	左記 A 及び B は、 関係図面に表示 する敷地の区分 をいう。
		後	8.7～156.1	6009.0	
	B	前	5.1～66.1	6677.0	
		後	12.0～156.1	6009.0	

宮城県告示第36号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 1 月 30 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 30 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	349 号	伊具郡丸森町耕野字不動 66 番 1 地先から 同郡丸森町大張川張字館 24 番 1 地先まで	令和 8 年 1 月 31 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年1月30日

宮城県知事 村井嘉浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
東日本大震災アーカイブ宮城に関する保守・運用支援業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年12月18日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
日本総合システム株式会社 東京都文京区後楽一丁目7番27号
- 5 落札金額
54,900,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年11月7日

宮城県公安委員会規則第1号

宮城県公安委員会における情報セキュリティに関する規則を次のように定める。

令和8年1月30日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

宮城県公安委員会における情報セキュリティに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、公安委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 宮城県警察情報システム 警察庁及び宮城県警察が設置する情報システム並びに宮城県警察において警察業務に係る情報の処理を行う他の情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 宮城県警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が宮城県警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 宮城県警察情報システムから出力された情報

ウ 宮城県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって公安委員会が職務上取り扱うもの

エ 宮城県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

第3条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(公安委員会の責務)

第4条 公安委員会の委員は、宮城県警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策等)

第5条 公安委員会の運営に関して、宮城県警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この規則に定めるもののほか、宮城県警察における情報セキュリティポリシーによるものとする。

附 則
この規則は、令和8年3月1日から施行する。

宮城県公報第653号（令和7年11月28日付け）中

ページ	行	正	誤
27	1	人事委員会告示第16号	人事委員会告示第10号

宮城県公報号外第45号（令和7年12月24日付け）中

ページ	行	正	誤
57	1	人事委員会告示第17号	人事委員会告示第11号
58	1	人事委員会告示第18号	人事委員会告示第12号